

神奈川最賃千円裁判傍聴記（二十一）

下山房雄（かながわ総研元理事長）

2015 年 8 月 20 日 14:00～15:15、134 人の原告を代表する形で、宣誓して証言をする本人尋問が 4 人の原告により行われた。第 21 回裁判である。

裁判傍聴事前の行動としては、14:00 から、裁判所前で宣伝集会。4 人の原告（この日の証人となる原告とは別の人々）が訴える。13:30～13:40 に傍聴抽選のため行列。84 席に対して 97 人待ちで抽選となる。事後の行動は、15:40～16:00 に裁判所周辺デモ。シュプレヒコールでは「戦争法案反対」も叫ぶ。その後一時間ほどの報告集会—北海道、東京、福岡から参加した運動幹部の発言、証人尋問を担当した 4 人の弁護士の発言などがあった。

さて裁判で行われた証人尋問の内容は、これまでほぼ毎回の裁判冒頭で行われた原告一人の陳述が迫真の労働と生活の実態報告であった点で、同じであった。しかし形式は違って、宣誓のうえで弁護士が一問一答方式で原告証言を引き出す。それも 4 人分が一度に為されたわけで、報告集会では「すごい迫力があった」との感想も述べられた。

証人尋問不要と述べてきた被告側の反対尋問は無いのではとの予想もあったが、一人の被告側女性弁護士が証人 4 人それぞれに反対尋問を行った。しかしその内容は「反対」というより「補充尋問」的なものであった。収入を増やすために転職あるいは就労時間増の努力はしなかったのかと聞く辺りは、裁判官に本人の自助努力不足を印象付けようとの意図からかと解されもするが、原告を追い詰めていく鋭い攻め方ではなかった。

今回証人原告の 4 人はいずれも 30 歳台で、内 2 人は親の援助で、あと 2 人は生活保護の補足で、低賃金下の窮乏生活を送っている。かつては親を扶養援助した中年世代がいまや親になお扶養される時代になったとの感想が報告集会で述べられもした所以である。また生保で低賃金を補充している二人は、いずれも原告自身が冒頭陳述を行ったかつての裁判期日以降に生保支給を受けるようになったのであるが、「やっと最低限の生活ができるようになった

以前に比べるとだいぶ精神的に余裕が持てるようになりました」「（住宅扶助や医療扶助もあり）日常の生活をおくることに関しては、ひとまず問題はありません」と述べている。

このようにひとまずは最低の生活を保障している生保基準であるが、これには問題が二つあると考えた。一つは、低賃金を生保で補充する行政実務は、厚労省が昨年の地域最賃改訂で「乖離は全国で解消した」としている「まやかしの計算式」ではなくて、神奈川労連が裁判で主張してきた公正な方式での生保基準からの賃金不足分の計算に拠っているということ。もう一つは、この傍聴記でも何度か問題にしてきた単身者モデルの限界だ。今回の 4 人のうち一人は世帯を形成できず、単身ではあるが親のもとで生活しているのだが、他の 3 人はいずれも家族を形成しており（夫婦＋子二人が二組、それと子 5 人のシングルマザー）単身者賃金前提の最賃ではそもそも最低生活は維持できない。少なくとも単身者モデルと合わせて、子育てを考慮したモデル（例えば夫婦共働きで子供二人の生活費の半分＝単身＋子一人のモデル）に拠る政策論も必要ではないかと改めて考えた。因みに 8 月 13 日付の横浜弁護士会会長声明「最低賃金の大幅な引き上げを求める」では、厚労省の単身者前提での乖離解消議論を、中学生 2 人を養育している 40 歳女性のモデルの実例を挙げて「子どもの養育を行っている世帯との関係では、生活保護がきわめて低く算定されている」と批判している。